

茅ヶ崎市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年11月5日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

こども育成部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和３年１０月２９日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 子育て支援課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 保育課

〈茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業運営費等補助金〉

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業運営費等補助金の精算額について、補助金交付要綱と異なる運用により過少払いがありました。

〈会計年度任用職員の報酬〉

会計年度任用職員の報酬について、時間外勤務手当に相当する額の計算誤りにより過少払いが２８名、欠勤時間の計算誤りにより過

払い及び過少払いが 8 名ありました。

〈茅ヶ崎市届出保育施設利用者支援事業費補助金〉

茅ヶ崎市届出保育施設利用者支援事業費補助金について、令和 3 年 3 月 31 日までに精算命令書が作成されていませんでした。

〈茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（鶴が台小学校区）
（新型コロナウイルス感染症対策事業分）外 3 件〉

1 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（鶴が台小学校区）
（新型コロナウイルス感染症対策事業分）

2 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（鶴が台小学校区）
（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業分）

3 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（広域児童クラブ）
（新型コロナウイルス感染症対策事業分）

4 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業委託業務（広域児童クラブ）
（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業分）

以上 4 件は、1 者による随意契約ですが、契約にあたり事前に随意契約することについて決裁を取っていませんでした。